



平成23年 5月18日

各 位

会 社 名 京浜急行電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 石渡 恒夫  
(コード番号 9006 東証第1部)  
問合せ先 総務部広報課  
(TEL : 03-3280-9129)

当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成19年6月28日開催の当社第86期定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただきました「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、毎年6月開催の定時株主総会にて1年ごとに株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております。

当社は、本日開催の取締役会において、引き続きこれを継続することについて、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「次期定時株主総会」といいます。）にて、株主の皆様にご賛否をお諮りすべく、議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当該決議にあたっては、社外監査役4名を含む監査役5名全員が、本プランは当社株式等の大量取得行為に関する対応策として相当であり、本プランの継続が相当と判断する旨の意見を表明しています。

本プランの有効期間は、次期定時株主総会終結の時までであり、本プランを継続するか否かについては、次期定時株主総会において審議、決定することとし、以後も同様とすることになっております。したがって、次期定時株主総会において本プランの継続について、株主の皆様のご承認をいただきました場合には、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで本プランの有効期間が延長されることとなります。

なお、本プランの継続にあたり、実質的内容に変更点はございません。継続後の本プランの詳細につきましては、別添資料をご参照ください。

また、当社は、現時点において当社株式等の大量取得行為にかかる提案を受けておりません。

## 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、以下のとおり、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定めます。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近年、わが国の資本市場においては、対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などを経ることなく、突如として一方的に大量の株式買付を行うという現象が起きております。当社は、このような株式の大量買付行為であっても、安全性を最優先するとともに、沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社のグループ経営を十分に理解し、企業価値・株主の皆様との共同の利益の向上または確保に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことですが、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為のなかには、(1)企業価値・株主共同の利益に侵害をもたらすもの、(2)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(3)対象会社の株主や取締役会が、買付の条件等について検討するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(4)対象会社の取締役会が、代替案を提案するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(5)対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために、買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社株式の大量買付を行う者は、株主の皆様との判断のために、必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、一定の検討期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。

### 2. 当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益の向上または確保への取り組みについて

#### (1) 経営の基本方針

当社グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことを経営理念として、鉄道、バスなどの交通事業を中心に、不動産、ホテル、レジャー、流通などの事業を展開し、良質なサービスと商品の提供を行っております。これらの事業を通して、「地域密着・生活直結」型企业集団として当社線沿線を中心にグループ経営を発展・強化し、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社グループは、羽田空港の本格的な国際化などにより鉄道事業を中心にお客さまが増加しつつありましたが、3月に東日本大震災が発生して以降、直接的な被害は小さかったものの、経済活動の停滞が各事業に幅広く影響を及ぼしており、今後も厳しい状況が続くと考えております。

このような状況のなか、当社グループは、すべての事業において安全・安心の徹底を最重要課題と考え、交通事業はもちろん、当社グループすべての事業において安全・安心なサービス・商品の提供に努めてまいります。

## (2) 具体的な取り組み

### イ. 事業環境の変化に耐えうる強い企業体質への変革

国内景気は、東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の深刻な事故、とりわけ電力の供給不足などの影響により、中期的に厳しい状況が続くことが予想されるとともに、当社線沿線では、長期的に人口減少も予測されております。

このような大変厳しい事業環境のもと、震災の影響を最小限に抑えると同時に、将来への成長に繋げるため、当社グループの各事業については、今後、一層の選択と集中に取り組み、地震等予測が困難な危機や事業環境の変化に耐えうる強い企業体質への変革を推進してまいります。

### ロ. 安全・安心なサービス・商品の提供

当社グループは、すべての事業において安全・安心を最優先し、その確保に全力を傾けてまいります。

鉄道事業では、日頃から鉄道安全管理規程に定めた安全方針等による安全意識の徹底だけでなく、橋梁改良、トンネル補修、法面防護などによる安全対策工事に取り組んでまいりました。東日本大震災においても、直接的に大きな被害は受けませんでした。今後もより一層安全性の向上に留意し、安定輸送の確保および旅客サービスの向上に努めてまいります。

当社グループは、鉄道のほか、バス、タクシー、ホテル、レジャー、流通など、日々お客さまにとって身近なサービスを提供しております。これらすべての事業において安全・安心なサービス・商品の提供を最優先してまいります。

なお、東日本大震災においては、地震による被害のほか、大津波の発生、原子力発電所からの放射性物質の漏えい、計画停電の実施および地盤の液状化など、社会全般における一般的な想定を超える事態が発生しております。当社グループにおいても、今回の震災発生直後からの各種取り組みについて検証を行い、改善すべき点を抽出し社内の体制を見直すほか、想定の見直しを定期的に行い、自然災害発生時の被害の最小化およびお客さまの安全確保等に努めてまいります。

### ハ. 沿線価値向上への取り組み

当社グループは、世界への玄関口となった羽田空港をはじめ、品川、川崎、横浜といったビジネス・商業地域、自然豊かな横須賀、三浦、逗子、葉山など多彩な顔を持つ地域を拠点としており、こうした地理的に恵まれた条件を最大限に活かし、お客さまの利便性向上を図ることで、沿線価値の向上を図ってまいります。

羽田空港については、10月の再拡張により大幅に機能強化されたものの、東日本大震災の影響により、一時的に国内線の航空旅客の減少や国際線の減便など、厳しい環境に置かれております。しかしながら、中長期的には羽田空港の重要性は一層高まることが予想され、羽田空港アクセスを担う当社グループは、引き続き羽田空港を重要な戦略拠点として事業を展開してまいります。

鉄道事業では、安全・安定運行に努めるとともに、運行体系など戦略的なダイヤ編成を行うことで、通勤・通学またはショッピング・レジャー等の利便性向上を図ってまいります。また、京急蒲田駅付近の連続立体交差化工事の予定どおりの完成を目指し、今後もお客さまのさらなる利便性の向上を図ってまいります。

乗合・貸切自動車事業では、路線の新設・拡充による羽田空港アクセスの向上および輸送力の増強を引き続き推進するとともに、新規路線の開拓やダイヤ改正により旅客サービスの向上に努め、一層の収益基盤の強化に取り組んでまいります。

不動産事業では、多摩川を挟んで羽田空港の対岸にある大師線港町駅前において、販売戸数約1,400戸の大規模分譲マンション「リヴェリエ」のプロジェクトを進めております。当社主導で取り組む初の超高層マンション計画であり、港町駅の改良と一体となった魅力ある街づくりのモデルケースとすべく、プロジェクトを推進してまいります。

また、羽田空港へのアクセスが良い品川を当社グループの重要拠点と位置づけ、旧ホテルパシフィック東京を改装し、ビジネスホテル「京急EXイン 品川駅前」を核テナントとした複合施設「SHINAGAWA GOOS」を本年4月に開業しました。品川駅周辺地区においては、将来の再開発も視野におきながら、より一層魅力的な街づくりを目指してまいります。

レジャー・サービス事業では、羽田空港至近という強みを活かし、ホテル グランパシフィック LE DAIBAは、国内外での営業活動を強化してまいります。また、三浦半島を中心に展開するリゾートホテルおよびレジャー施設などにおいても、立地特性を活かした営業展開を進め、収益力の強化、新たな顧客層の獲得に努めてまいります。

流通事業では、建替工事を行っております「もとまちユニオン元町店（仮称）」の開業や「もとまちユニオン」の都心部出店を進めるなど、より一層お客さまのニーズに沿った店舗展開を推進してまいります。また、百貨店、ストア、ショッピングセンターなどで、お客さまの多様なニーズに対応するため、品揃えの充実や売場改装などを行い、収益の向上に努めてまいります。

## 二. 企業の社会的責任に対する取り組み

当社グループは、今後も、コンプライアンスを重視した経営、環境対策、地域社会への貢献などに取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス体制といたしましては、法令に従い取締役が相互に職務執行を監督しているほか、高い独立性を有する社外取締役と社外監査役が、法令はもちろん社会規範を順守する視点からも経営を監視しております。また、グループ全体で法令順守の理念の実現に向け、グループ一体となったコンプライアンス体制の構築・強化を図ることなどにより、業務の適正性の確保に努めております。さらに、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への取り組みを一層強化し、財務報告の信頼性向上を図るとともに、情報セキュリティの強化に努めてまいります。環境対策につきましては、原子力発電所の事故等の影響に鑑みて、環境負荷に配慮した鉄道車両やバス車両の導入および保有ビルの省エネ化など、様々な環境対策に取り組んでまいります。また、このたびの東日本大震災に際し、当社グループは、震災当日の帰宅困難者への対応のほか、被災地への義援金や食品をはじめとした生活必需品の提供など、様々な形で支援を行いました。今後も、バリアフリー化の推進、障がい者の雇用促進、沿線観光資源への旅客誘致など、地域社会への貢献にも努めてまいります。なお、このたびの東日本大震災の影響による電力の供給不足に伴い、企業

に対し電力使用量の削減が求められておりますが、当社グループは、公共交通機関としての社会的使命を全うするため、鉄道事業では運行確保と節電のバランスを最大限図ったダイヤの検討を進めるとともに、すべての事業において積極的に節電に取り組んでまいります。また、10月に開業した羽田空港国際線ターミナル駅に太陽光発電設備を設置しましたが、今後も長期的に自然エネルギーの活用を検討してまいります。

これらの課題への取り組みを通して、沿線地域に根ざした企業として、短期のみならず中長期的に、沿線価値の向上と企業価値の最大化に努めてまいります。

### 3. 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主の皆様のご利益の向上または確保させることを目的として、4. 以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策を継続し、本プランの内容を、東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等の方法で周知させることにより、当社株式等の大量取得行為を行う者が順守すべき手続があること、ならびに、当社が、以下の行使条件および取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

- (1) 買付者等（下記4. (1) イ. において定義されます。以下同じ。）による権利行使は認められないとの行使条件
- (2) 買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役、または(3) 社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様にも適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。独立委員会の委員は、別紙2の3氏が就任する予定であります。

なお、平成23年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。

### 4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

- (1) 本プランの発動にかかる手続
- イ. 対象となる買付等

本プランは、下記(イ) または(ロ) に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（以下「買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うこととする。

- (イ) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
- (ロ) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株式等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

ロ. 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する。）を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供する。

- (イ) 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む。）
- (ロ) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性を含む。）
- (ハ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）
- (ニ) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- (ホ) 買付等に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容
- (ヘ) 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ト) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (フ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (リ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。以下同じ。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味するものとする。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいう。以下同じ。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされるところ当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記ニ. (イ) 記載のとおり、当社取締役会に対して、下記 (3) にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当て、その他独立委員会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て」という。）を実施することを勧告する。

#### ハ. 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

##### (イ) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および（もしあれば）独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として30日間を超えないものとする。）に、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがある。

##### (ロ) 独立委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含む。）の提供が十分になされたことと独立委員会が認めた場合、対価を円価現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「独立委員会検討期間」という。）を独立委員会は設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上または確保の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとする。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとする。

##### (ハ) 株主およびステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要、独立委員会検討期間の開始、延長および終了、その他独立委員会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行う。

## 二. 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 (イ) ないし (ハ) に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記 (ハ) に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、当該延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を含む。）について、自らまたは当社取締役会を通じて、すみやかに情報開示を行う。

### (イ) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記ロ、およびハ、に規定する手続を順守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

- a. 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- b. 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても直ちに本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではない場合

### (ロ) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することは相当ではないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記ハ、に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

### (ハ) 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施



または不実施の勧告を行うに至らない合理的な理由がある場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(ただし、延長の期間は最大30日間とする。)

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

#### ホ. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的にすみやかに本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行う。

#### ヘ. 本新株予約権の無償割当ての中止、無償取得

当社取締役会が上記ホ. の手続に従い本新株予約権の無償割当ての実施を決議した後であっても、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間において、(イ)買付者等が買付等を中止した場合または(ロ)無償割当てを実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益の向上または確保という観点から実施した本新株予約権の無償割当てを維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、(本新株予約権の無償割当ての効力発生日前においては)本新株予約権の無償割当てを中止する旨、または、(本新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては)本新株予約権の無償取得を行う旨の決議を行うことができるものとする。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行う。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等が上記(1)「本プランの発動にかかる手続」ロ. およびハ. に規定する手続を順守しなかった場合、または、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランの発動にかかる手続」ホ. に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施するものとする。なお、上記(1)「本プランの発動にかかる手続」ニ. のとおり、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとする。

イ. 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(イ) 株式等を買ひ占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

- (ロ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- (ハ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付を行うことをいう。）等、株主の皆様は株式等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

ハ. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針等を含む。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

ニ. 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等である場合

ホ. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく毀損する買付等である場合

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとする。

### (4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「次期定時株主総会」という。）において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、同日から平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長されるものとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを

修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、すみやかに情報開示を行う。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえています。

### (2) 株主の皆様のご共同の利益の向上または確保の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を向上または確保させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、次期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に有効期間が延長されるものです。同株主総会において本プランの継続についてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの存廃および内容は、当社株主総会の意思に基づくことになっております。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しており、本プランの継続に際しても引き続きこれを設置することとしております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様にご情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)「本プランの発動にかかる手続」ニ. および4.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(1)「本プランの発動にかかる手続」ハ. にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとされていることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役任期が1年のため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 6. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

前述の4.において述べたように、買付者等が本プランを順守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」イ.において記載する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無

償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」ロ．に記載する手続により、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4．(1)「本プランの発動にかかる手続」へ．に記載する手続に従い、当社取締役会が無償割当ての中止または無償取得を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、または、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株あたりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株あたりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある点にご留意ください。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

#### イ．本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が交付されることとなります。

#### ロ．本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外取締役、(2) 当社の社外監査役または (3) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認める者を出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、かかる勧告があった事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、すみやかに情報開示を行う。  
なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 本プランの発動にかかる新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - (2) 本プランの発動にかかる新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
  - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - (2) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限の設定
  - (3) 独立委員会の検討期間の設定（ただし、原則として対価を円価現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間とし、その他の買付等の場合

は原則として90日間を超えない検討期間とする。) および当該期間の延長

- (4) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (5) 買付者等との交渉・協議
- (6) 代替案の検討
- (7) 株主に対する代替案の提示
- (8) 本プランの廃止または変更の承認（ただし、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
- (9) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (10) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ること等ができる。

以 上

独立委員会委員略歴

境 政郎（さかい まさお）

昭和15年1月 生まれ

昭和39年4月 (株)フジテレビジョン入社

平成9年6月 同社取締役

平成13年6月 同社常務取締役

平成14年6月 富山テレビ放送(株)取締役 現在に至る

平成17年6月 (株)エフシー総合研究所取締役社長 現在に至る

※同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

野村 稔（のむらみのる）

昭和19年9月 生まれ

昭和58年4月 早稲田大学法学部（現 法学学術院）教授 現在に至る

平成16年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 現在に至る

※同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

須藤 修（すどう おさむ）

昭和27年1月 生まれ

昭和55年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

昭和58年4月 東京八重洲法律事務所パートナー

平成5年4月 あさひ法律事務所開設・パートナー

平成11年6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー 現在に至る

※同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。



## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とする。

## 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める日とする。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、別途調整がない限り1株とする。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とする。

## 6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日、または本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。ただし、下記9.(2)に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日<sup>9</sup>までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>10</sup>

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。以下同じ。

<sup>10</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる株式等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- (2) 特定大量保有者の共同保有者
- (3) 特定大量買付者<sup>11</sup>
- (4) 特定大量買付者の特別関係者
- (5) 上記 (1) ないし (4) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者
- (6) 上記 (1) ないし (5) 記載の者の関連者<sup>12</sup> (以下 (1) ないし (6) に該当する者を「特定買付者等」と総称する。)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。

#### 8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 9. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、特定買付者等以外の第三者が譲渡等により特定買付者等有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

以 上

---

<sup>11</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される「株券等」を意味するものとする。以下、本脚注において同じ。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される買付け等をいう。以下、本脚注において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。）にかかる株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

<sup>12</sup> ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。

## 当社大株主の株式保有状況

平成23年3月31日現在の当社大株主の株式保有状況は次のとおりです。

	持株数（千株）	持株比率（%）
日本生命保険相互会社	27,988	5.07
株式会社みずほコーポレート銀行	19,000	3.44
株式会社横浜銀行	18,716	3.39
第一生命保険株式会社	13,000	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,138	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （中央三井信託銀行退職給付信託口）	10,977	1.99
西武鉄道株式会社	10,257	1.86
明治安田生命保険相互会社	10,000	1.81
資産管理サービス信託銀行株式会社 退職給付信託口 みずほ信託銀行口	9,432	1.71
住友信託銀行株式会社	7,653	1.38
合 計	138,162	25.05

- （注） 1. 発行済株式総数は551,521,094株です。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。